

事務連絡  
平成30年9月4日

各保険医療機関 請求事務御担当者 様

熊本県国民健康保険団体連合会歯科調剤審査課長

高額療養費制度の改正に伴う平成30年8月診療分以降の診療報酬明細書の記載について（通知）

このことについて、下記のとおり高年齢受給者（70歳以上）及び後期高齢者の診療報酬明細書（レセプト）の特記事項欄に、所得区分に応じたコードの記載が必須となりますのでお知らせします。

記

1 特記事項の記載について

資格等	平成30年7月診療分以前	平成30年8月診療分以降
70歳未満（後期高齢者を除く）	現行どおり	現行どおり
高年齢受給者（70歳以上） 後期高齢者	現行どおり	<b>特記事項へのコードの記載が必須</b>

2 高年齢受給者及び後期高齢者の所得区分ごとの特記事項について

所得区分	給付割合	特記事項欄に記載するコード	限度額適用認定証の提示
現役並みⅢ	7割	26:区ア	提示なし
現役並みⅡ	7割	27:区イ	提示あり（現役Ⅱ）
現役並みⅠ	7割	28:区ウ	提示あり（現役Ⅰ）
一般	高年齢受給者	29:区エ	提示なし
	後期高齢者		
低所得Ⅱ	高年齢受給者	30:区オ	提示あり（Ⅱ）
	後期高齢者		
低所得Ⅰ	高年齢受給者		提示あり（Ⅰ）
	後期高齢者		

※詳細につきましては、厚生労働省通知（平成30年7月13日付け保医発0713第1号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について）  
【<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000334227.pdf>】を御参照ください。

問合せ先  
歯科調剤審査課 歯科係  
TEL：096-365-1491